

第3回アリモドキゾウムシ対策検討会議の概要 (令和5年11月29日開催)

静岡県浜松市で確認されているアリモドキゾウムシについて、前回の検討会議（本年8月24日）において、緊急防除の解除については、11月下旬頃までアリモドキゾウムシの残存がないことを確認した上で判断することとしていた。10月及び11月にアリモドキゾウムシが誘殺されたことを踏まえて、本検討会議においては、事務局からこれまでの発生状況及び防除対策の実施状況等を報告の上、緊急防除の継続及び今後の防除対策について検討が行われ、3、4の方針により対応することが妥当とされた。

1. アリモドキゾウムシの発生状況について

浜松市内の計410地点でフェロモントラップによる調査を実施した結果、前回の検討会議（本年8月24日）以降、10月中旬及び11月中旬に2地点、計4頭の雄成虫の誘殺が確認され、令和4年10月の初確認以降、これまでに25地点のトラップから計475頭（令和4年度は470頭、令和5年度は5頭）の本虫の誘殺が確認された。

今秋の誘殺地点周辺の寄主植物を確認したところ、10月中旬に誘殺地点周辺の不作付地においてさつまいも残渣が認められ、切開調査等の結果、雄成虫3頭と幼虫1頭が確認された。なお、10月及び11月の本虫の発生は、これまでに発生が集中している一部地域の範囲内であった。

10月及び11月に誘殺された個体、10月に寄主植物から採取された個体を系統解析したところ、令和4年10月下旬に浜松市内で採取された個体及び本年6月に採取された個体と100%同じ塩基配列であったため、浜松市内で発生している個体群の残存個体である可能性が高いと考えられた。

2. 防除対策の実施状況について

本年10月中旬のアリモドキゾウムシの発生について、その原因を調査するため、10月下旬に専門家と現地調査を実施し、その後も聞き取り調査を継続した。それらの調査の結果を踏まえ、本会議においては以下の課題が挙げられた。

○夏の期間にアリモドキゾウムシが誘殺されなかった理由として、今年

の夏の異常な高温によりアリモドキゾウムシの活動が鈍化し、トラップに誘引されなかった可能性があるほか、一部のトラップの周辺に雑草が茂っていたため、フェロモンがアリモドキゾウムシに届かなかった可能性がある。

- 寄主植物調査について、一部の畑では畑の外からの目視のみとしており、すべての畑の中に入って調査しているわけではなかったため、寄主植物を見落とししていた可能性がある。
- 畑周辺の土手に投棄されたごみ（農作業で発生した残渣、除草作業で発生した雑草、家庭ごみ）等が散在しており、寄主植物の調査及び除去作業を困難にさせている。
- 令和4年に発生区域内でさつまいもを栽培していた生産者が令和5年に前年の作付けほ場から再生したさつまいも残渣を種芋として発生区域内の別のほ場に定植していた事例や発生区域内であっても家庭菜園であればさつまいもや空心菜などの寄主植物を栽培してもよいと誤解して実際に栽培していた事例、緊急防除のことを知らない防除区域外の人が発生区域内の貸農園でさつまいもを栽培していた事例等が判明しており、防除区域内だけでなく、防除区域周辺を含めた生産者及び住民への周知が不足している。
- 海岸のハマヒルガオは、本年7月に除去を完了しているため、アリモドキゾウムシの寄生が可能と思われるハマヒルガオがない上、これまでに海岸付近で誘殺が確認されていないことから、今後、誘殺がない限りハマヒルガオの除去は行わず、これまでにアリモドキゾウムシの発生が集中している一部地域の寄主植物の調査及び除去に注力するなど、防除対策に濃淡をつけるべき。

3. 緊急防除の継続について

(1) 緊急防除の期間延長について

今回のアリモドキゾウムシの確認を踏まえて、緊急防除の期間延長について検討した結果、引き続き、まん延防止の対策が必要であることから、緊急防除を行う期間を令和6年3月末から令和7年3月末まで延長することが妥当とされた。

(2) 緊急防除の発生区域の見直しについて

アリモドキゾウムシの発生が一部地域の限られた範囲内に偏っているため、発生区域の見直しについて検討したが、以下の理由から、専門

家の見解が発生区域の一部除外は慎重に進めるべきとの意見で一致したため、発生区域の見直しは行わず、現行の発生区域の範囲での緊急防除を継続することが妥当とされた。

○発生区域内の広い範囲で、継続的にさつまいも残渣等の寄主植物が確認されている。

○発生区域の一部を除外することによって、さつまいも栽培が再開された場合、発生区域内の農業倉庫と発生区域外のさつまいもほ場との往来が増大することにより、アリモドキゾウムシが発生区域外にまん延するおそれがある。

(3) 緊急防除の解除条件について

今回、本年6月の最終確認日から2世代相当期間の間は誘殺がなかったが、その後、10月及び11月にアリモドキゾウムシが確認されているため、緊急防除の解除条件について検討した結果、以下の理由から、今後の誘殺状況を見ながら判断すべきとされた。

○今年の夏の異常な高温により、アリモドキゾウムシの1世代相当期間が変化している可能性やアリモドキゾウムシの活動が鈍化し、誘引されなかった可能性が示唆され、今後も現地の状況によっては、2世代相当期間の間、誘殺がないことを確認するだけでは十分ではない可能性がある。

○寄主植物調査及び除去を徹底するものの、今後の調査で発見される可能性がある。

4. 今後の防除対策について

緊急防除期間中は、発生区域内において、次のとおり、防除対策を継続する。

○寄主植物の作付けを禁止

○寄主植物の発生区域内から外への移動を禁止

(虫の付着を完全に防止できるようこん包され、または管理されることが植物防疫官により確認された旨の表示があるものを除く。)

○虫が付着し、又は付着しているおそれがあるとして植物防疫官が指定した寄主植物等の所有者又は管理者に対し、消毒又は廃棄を命令

現地調査を踏まえて、トラップ周辺の除草及び畑の中に入って行う等の寄主植物調査の徹底など、防除対策を一部改善したものの、引き

続き、以下の対応が必要とされた。

【周知】

○説明会の開催等も含め、防除区域内だけでなく、防除区域周辺を含めた生産者及び住民への緊急防除の周知を徹底するとともに、発生区域内に貸農園を所有する管理者に緊急防除について周知を行い、貸農園内に作付け禁止に関する看板を掲示するよう協力を求めることにより、防除区域内外の住民が貸農園で寄主植物を栽培することを防ぐ。また、住宅地については、これまで実施してきた全戸調査において、住民の不在時であってもチラシを投函し、日程調整の後、再度訪問するなど調査・周知を徹底することにより、寄主植物がないことの確認と緊急防除に関する正しい理解を広める。

【防除】

防除対策は、以下のとおり、リスクに応じて濃淡をつけて実施する。

○過去に誘殺が確認された地点の周辺においては、雄成虫を誘殺するテックス板の散布について、散布可能場所を選定し、地域住民への影響を整理した上で、使用の可否を検討する。

○これまでにさつまいも残渣からアリモドキゾウムシの寄生が複数事例確認されていることを踏まえ、残渣の徹底的な除去に向けて、国及び県は協力して、令和4年のさつまいも生産者から作付けほ場及び残渣廃棄場所を確認し、残渣の取り残しがないことを確認する。

○海岸のハマヒルガオは、アリモドキゾウムシの寄生が確認されておらず、7月に徹底的な除去を完了しており、海岸付近でアリモドキゾウムシが誘殺されない限り、除去を行わないことを検討する。

○土手のノアサガオは、アリモドキゾウムシの寄生が確認されておらず、除去を行っても再生するものの、定期的な除草作業や除草剤散布の実施により、アリモドキゾウムシの寄生リスクが低い状態を維持することとし、土手付近でアリモドキゾウムシが誘殺されない限り、発見の都度の除去を行わないことを検討する。

以上